第35回休眠預金等活用審議会・ 第15回休眠預金等活用審議会ワーキンググループ 議事録

1. 日時:令和4年10月12日(水)16:00~18:05

2. 場所: オンライン会議

3. 出席者:

(委員) 高橋会長、梶川委員、清原委員、篠崎委員、白井委員、野村委員、萩原委員、 服部委員

(専門委員) 小河主査、曽根原主査代理、江口専門委員、栗林専門委員、白石専門委員、 玉田専門委員

(内閣府) 田和事務次官、井上内閣府審議官、林統括官(経済社会システム)、 小川休眠預金等活用担当室室長、小川休眠預金等活用担当室参事官、 下井休眠預金等活用担当室参事官

(指定活用団体:一般財団法人日本民間公益活動連携機構)

二宮理事長、岡田専務理事、大川事務局長

- 4. 議題:1. 非資金的支援による団体の能力強化について
 - 2. 同一事業の再申請・事業期間の延長について
 - 3. 行政施策との役割分担の整理について

〇小川室長 それでは、定刻となりました。また、皆様おそろいの様子でございますので、 ただいまから、第35回「休眠預金等活用審議会」並びに第15回「休眠預金等活用審議会WG」 の合同会議を開会いたします。

先週に引き続いての会議でございます。皆様、お忙しい中、御出席を賜り、ありがとう ございます。

本日は、程委員、三宅専門委員が御欠席、服部委員が途中での御退席と伺っております。 また、前回に続き、JANPIAからは二宮理事長ほか皆様に御出席いただいているところでご ざいます。

本日の議題でございますが、先週お示ししました 5 年後見直しの論点のうち、これが前回お示しした見取り図でございますが、本日は非資金的支援による団体の能力強化、I の①でございます。それから、同一事業の再申請並びに事業期間の延長、II の③のテーマ。最後に行政施策との役割分担の整理、II の⑤でございます。この 3 つの論点について御審議をいただきたいと考えてございます。

本日の会議資料につきましては、議事次第に記載されておるとおりでございますので、

紹介を控えさせていただきます。

また、資料の取扱いでございますけれども、前回お諮りしたとおり、議論の公正・中立 を担保するために、一旦は非公表とさせていただき、対応方針がまとまった段階で議事録 と併せて公表という形にさせていただきたいと思います。

それでは、以後の議事進行は高橋会長にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いたします。

○高橋会長 皆様、こんにちは。

今日は、今、御紹介があったように3つのテーマで議論したいと思います。

まず、議事1ですが、資金的支援による団体の能力強化についてです。内閣府から資料 1「非資金的支援による団体の能力強化について」御説明いただいて、その後、意見交換 を行いたいと思います。

では、よろしくお願いします。

○小川室長 では、事務局から説明させていただきます。

申し遅れましたけれども、内閣府の休眠預金等活用担当室室長の小川でございます。本 日もよろしくお願いいたします。

資料1に基づいて御説明さしあげたいと思います。

目次等がついておりますが、先に3ページまでお進みいただきたいと思います。

1ページ、2ページで文字で書いてあるものをこの絵を見ながら御説明さしあげる。こうした形で御説明さしあげたいと思います。

ここに示しておりますのは、休眠預金等活用制度の支援体系の現状と見直しの案でございます。

一番左にございますものが現行でございます。一番左の青いところに「助成」と書いて ございます。現在の法律では、助成、すなわち金銭的な支援を施策の中心に据えて規定を してございます。

しかしながら、その右側に薄くグリーンで「人材」「情報」と書いてございますけれども、この助成を実効あらしめるものとして、人材に関する支援、それから、情報に関する支援を行っている。このような理解をしておるところでございます。

こうした人材・情報に関する支援を資金的な支援と対比しまして非資金的支援と呼んで みたり、あるいは現場では伴走支援と呼んでおるところでございます。

制度立案当初におきましては、こうした人材・情報による支援は必ずしも明確に意識をされておりませんでした。むしろ、人材が各団体、資金分配団体、実行団体にそろっていることを前提として、資金的な支援を行うことでこれを勢いづける。このようなことで企図したわけでございますけれども、制度導入当初から特に人材の不足が指摘されるようになりました。このため、制度創設早々からプログラム・オフィサー (P0) に対する人件費助成を臨時のものとして創設いたしまして、人材に対する支援も並行して行っているというのが現状になっておるわけでございます。

今回、見直しにおきましては、<見直し後>と書いてあるところの真ん中でございますが、これまで実行上行ってきた人材による支援、情報による支援を法律上の支援の手法として位置づけまして、いわば助成と人材、金銭的支援と人材と情報、これらを三本の柱として支援をする。JANPIAから資金分配団体、それから資金分配団体から実行団体、それぞれについて、これを正面から位置づけてはどうかと考えるものでございます。

加えてでございますけれども、プラスした右側のところでございますが、こうした体系にした後には、まず金銭的支援を伴わない、したがって非資金的支援、伴走支援である人材あるいは情報による支援のみを行うといったものも制度の中に組み込むことができるのではないかと考えておるところでございます。

その企図するところは、次ページでございますけれども、これまで休眠預金は皆様から様々な評価をいただいてきましたけれども、一方で、間口が狭いですとか敷居が高いといった御批判も受けておったところでございます。その意味するところは、団体が既に組成されている。それから、ガバナンス、コンプライアンス等について必要な対応ができる、文書作成的な能力がある団体のみが休眠預金の門をたたくことができるということになっていて、そこに至らない団体が休眠預金活動の視野に入っていなかったのではないかと。その意味で、間口が狭い、敷居が高いというような批判を受けていたものと考えてございます。

そうしたところに対して、この絵で言いますとグレーのL字のところでございますが、 潜在的な資金分配団体あるいは実行団体、今後、資金分配団体になろうとする、あるいは 実行団体になろうとする団体に対して、まずは非資金的な支援、人材あるいは情報的な支 援を行って、団体の能力を高め、あるいは人的な能力を高め、しかる後に、右側に矢印を 薄い赤で書いてございますが、そうした団体の能力が高まったところで、資金分配団体な いしは実行団体に参入してくる。ここで資金的な支援、助成なり出資を活用いただく。こ のような形で裾野を広げていくといったことも、今回の体系見直しの中で企図していると ころでございます。

次のページでございますが、参考ということで、中間支援組織のイメージをほかから借用してきて載せてございます。特に福祉関係、孤独・孤立等の分野では、近年、中間支援組織の重要性が指摘されております。中間支援組織そのものは必ずしも金銭的な助成を伴うのではなく、むしろ既存の団体あるいは行政体との間を取り持つ、ネットワークをつなぐ。こうした役割を中間支援組織が重要であるというような指摘があるわけでございます。孤独・孤立に関する自民党の議連などにおいても、こうしたものの必要性を指摘する提言書が出されたりしておるということでございまして、こうした中間支援組織が先ほど御説明しました潜在的な資金分配団体あるいは潜在的な実行団体として、今後、休眠預金等活用制度の視野、視界に入ってくる。このようなことを考えておるというものでございます。

非常に走った説明でございますが、資料1、非資金的支援による団体の能力強化につきまして、説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋会長 ありがとうございました。

それでは、資料1に関する意見交換に入りたいと思います。

例によって、「手を挙げる」ボタンを押していただきましたら、私から指名させていた だきたいと思います。どなたからでもどうぞ。

では、清原委員、どうぞ。

○清原委員 ありがとうございます。清原です。

それでは、ただいまの御提案について意見を申し上げます。

1点目でございます。「人材・情報」について、助成金だけではなくて、むしろそれを支援することができるということについて、特に私は、人材についてはプログラム・オフィサー (P0) の取組をされてきたことというのは、ヒアリングを通しても大変有意義であったということが確認されたと思います。特に人材の発掘、育成というのは、資金分配団体、実行団体両方において重要であるということも確認されました。

そこで、第一には、この「人材・情報」についてしっかりと法律に明記するということは極めて不可欠なことであり、望ましい方向性だと思います。加えて、人材の発掘、育成、さらには研修という取組についても強化をしていく必要があると思います。特にこれまでの資金分配団体においての取組の中で、どういう資質の人がこういう目的のときには有用であったか。そして、そういう人たちを発掘、育成していくためにはどのような条件整備が必要かなどについても御意見は聞いてきたことと思いますが、さらに実効性を高めるためにも、これまでのPOの実態を踏まえた今後の発掘、育成、研修の在り方について強化をしていただければと思います。

次に、2点目を申し上げます。4ページの「中間支援団体の育成を図る」、すなわち、とりわけ資金分配団体の参入を増やすためにも、このような中で、特に資金だけではなくて非資金的な支援を進めたいという方向性は大変重要だと思います。と申しますのも、もしこれを推進していかなければ、いわゆる資金分配団体というのが固定化するか、いつも同じ団体になってしまう可能性もありますが、先ほど例示された「孤独・孤立」などの領域を考えますと、まだ中間支援としての力が不足しているかもしれないけれども、そこに非資金的支援を強めることによって、潜在的な資金分配団体あるいは実行団体を顕在化して、自信を持って活動していただくということにつながると思います。

裾野を広げるという表現がございましたけれども、恐らく潜在化している多様な団体を 顕在化させるインセンティブになることを大いに期待したいと思います。とりわけ、ネットワーク化を図るというときには、同じ目的を果たそうとしても、日常的な活動は多様性 があります。しかし、それをより有効にネットワーク化することによって、各団体の力も 高まるということが想定されますので、このイメージ図②のところは大変有効ではないか と思います。

最後はコメントなのですけれども、「伴走支援」という言葉はとてもよい言葉で、上下 関係ではなくて共にいるということで言われるのですが、地域の方たちは、「伴走」とい う急いで「走る」のではなくて「伴歩」、「共に歩く」、こういうゆっくりとしたペース があるようでございます。そして、「伴走支援」というのは定着している言葉であります が、実態は共に歩いている、着実に一歩一歩を進めていく「伴歩」ではないかなとこの間 の取組を拝見して感じたところです。

以上です。ありがとうございます。

- ○高橋会長 清原委員、ありがとうございました。 続いて、小河専門委員、お願いします。
- ○小河主査 ありがとうございます。

私も、今までこういった制度の中で、今、清原委員もおっしゃられたように伴走、伴歩というか、本当にそれぞれの団体にとって先日のヒアリングの中でも有意義だという意見が多いことは承知しておりますが、一方で、前回も申し上げましたけれども、危惧している部分もあります。というのは、今の非資金的支援というような方向性が、例えば子ども食堂とかそういうところで、有給職員もいないような非常に小さいところもあるのですが、これは実際にはある程度いろいろな配慮はしていると思いますけれども、そういうところにも全てちゃんと団体として整備をしなくてはいけないのだというようなことを、要するに休眠預金を受けられるような団体に整備していかなくてはいけないという方向性に進まないかということを危惧しています。それぞれの団体の独自性とか、今の図を見てもそうなのですけれども、どうしても上から目線になってしまわないかというところが、こういうふうにしなければならないとか、前回も少し申し上げましたけれども、そういうふうに休眠預金の制度に合うようにしなければならないではないかというような動きになっていくということは、そもそもそれぞれがそれぞれの理念あるいは方針を持って活動している市民団体の活動をゆがめていくというようなことにならないかという危惧があります。

例えば今まで休眠預金を使いたいと言ういろいろな分配団体も、もちろんこれから育てていかなくてはいけない部分もあるのですが、以前にも議論になったように、そもそも今まだ休眠預金のいろいろな使い勝手が十分ではないという声の中で、これを敬遠されているところもありますし、実行団体でもそういう声も一方であるのも事実だと思うのです。そういう中で、むしろ今ある制度をそのままにした中でそれに合わせていくという方向性に進めていくのだけでは問題が生じないかということを思っております。

以上です。

- ○高橋会長 ありがとうございました。 野村委員、お願いします。
- ○野村委員 ありがとうございます。

私もこの伴走支援と言われてきた、今、呼び名のことがいろいろありましたけれども、これは非常に有益であるということと、これを期待する声が多いということは、これまでの実績の一つの大きな成果だと思っていますので、今回これを法制上しっかりと位置づけていただくことは有意義なことだと賛成しています。

ただ、実際に運用するときに、今、対象はこれから将来実行団体になってくれる人や、あるいは資金分配団体になっていく方々をもう少し前広に支援をして卒業していってもらうという話なのですが、これはどのぐらいの期間支援を受けられるものなのか。長期にわたってなかなか卒業できないけれどもあと一歩というところをずっと支援し続けるのか、それとも何か期間みたいなものを決めてしまうのかというのが難しい問題ではないかなと思います。せっかくですから最後までというような形で長年にわたってずるずるとなってしまうのは、また休眠預金の使い方としていかがかという声が上がりそうな気もしますので、この辺りの制度設計はしっかり御議論いただければと思います。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

江口専門委員、どうぞ。

○江口専門委員 ありがとうございます。

私も今の体系の中に人材と情報の支援を追加していただくということは、とても意義の あることだなと思っています。

3ページ目の見直し後の資金分配団体から実行団体に行く人材とか情報のところで、「資金的援助を行う団体とは別の団体が行うことも可能」という文言になっていますが、実行団体の活動をよく分かり、知った方がそこの団体に沿うような支援をPOが担っていただけるのではないかなとここから読めますので、ぜひ実行団体に寄り添ったPOを活用するという方向で今後も育てていってほしいと思いますし、本当に実行団体に沿った支援をしていただくことを期待します。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

続いて、玉田専門委員、どうぞ。

○玉田専門委員 伴走支援を実際に受けた立場として意見を述べさせていただきたいと思います。

伴走支援は本当に有益で、実行団体にとっては非常に助かるものです。実行団体も資金 分配団体もそれぞれもともと持っているミッションがありますので、伴走支援をする場合 は、休眠預金にかかわる活動だけではなく、実行団体のミッションを理解し共有した上で の伴走が効果的だと思います。

実行団体がどういう団体なのか、何を目指しているのかということを一緒によく考えてくださること。それができるPOを育成するために、必要な予算をきちんと投入していただきたいと思います。

○高橋会長 ありがとうございました。

服部委員、お願いします。

○服部委員 ありがとうございます。

資金中心の現行支援体系に追加されるということですね。休眠預金がお金中心というこ

とは当然ながら、お金を動かすという大きなミッションに加えて、人や情報による活動支援団体を追加するというのは、ある種大きな修正ではないかなと感じています。ですので、いい、悪いと言っているわけではないのですけれども、今までは指定活用団体、資金分配団体、実行団体と言っていたことに対して、例えば活動支援団体がついてくるということは一つ大きな修正であるということをここでは再認識したほうがいいのではないかなと感じていました。ここで大きな見直しをするのだなと感じているということが一つです。

これは何のためにやるのかといったときの御説明の中に、実行団体の成長と、これまでの伴走の方を法的にということと、資金分配団体を活動支援団体のところから広げていくという3つの目的があるのかなという理解でよろしいのかどうかと思っています。活動支援団体が資金分配団体としてどのような団体なのかということをある種考えておかないと、資金分配団体はなかなか手が挙がらなくてねと言っていることに対して、では、活動支援団体は手が挙がるのかというようなことも慎重にしていって、これはやってみることがいいと思っているのですけれども、その辺りはやはり危惧しているところです。そう考えますと、お金を回せないけれども人なら動かせるという団体はどういう団体なのかということです。力のある団体は両方動かせると思っていますので、組織の中でお金よりは人を動かすほうがやりやすいというところ、例えば企業の方とか金融機関の方とかということが含まれるのであれば、それは積極的に増やしていきたいと考えます。市民団体などと寄り添ってみたら資金分配団体として自分たちも動けるのだということの入り口になっていただければいいと私は感じています。ですので、むしろ実行団体を育てるためとか、そういうところを強調するよりも他の組織や領域の方を巻き込めると感じて聞いていました。

もう一点なのですけれども、中間支援という組織のことが図の中にも入っていますし、 参考として出てきたものがあります。この図はどの団体を指しているのかという気がして います。こういうオールラウンドでいろいろなところと付き合える支援団体というのはで あるだろうかと感じました。むしろどこかの領域のネットワークに強い団体がもっともっ と休眠預金と関わっていくということを主張していくあるいは誘っていくほうがいいので はと思いました。この図を見ると、町内会ともつながって、企業ともつながって、教育機 関ともつながって、それは可能なのかと。これを目指していくことはあまり現実的ではな いのではないかという気がしていますので、この図を出した時点で手が挙がらなくなるの ではないかという心配をしたということです。

今感じたことを伝えました。以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

今の服部委員の御懸念について、事務局がこの絵を載せた意図も含めて説明をいただけますか。

○小川室長 この絵自体は、休眠預金等活用制度による活動支援団体がこうなってほしい というところから少しずれておりまして、したがって、全てのいわゆる中間支援組織がこれら7つも8つもの種類の団体とつながっているわけではなくて、そうしたものの総和と してつながり得るものをリストアップしたと捉えていただくとよいのではないかと思います。

その意味で、この中で休眠預金に即して理解をすると、多くは一番上にありますNPO法人、 左側にあります社会福祉法人ないし公益法人、それから、被支援団体、右側の赤いところ です。この辺りがメインのアクターとして休眠預金として活用が進むのではないかと。そ れ以外、教育機関や企業などというのは、いわばバリエーションであり応用編としてあり 得る。このような理解をいただければと。

繰り返しになりますが、活用支援団体がこのような実態を備えなければ参入不可である という意図ではございません。そこは説明が足らなかったところもあるかと思いますが、 そのように御理解をいただければと考えております。

- ○高橋会長 ありがとうございました。 続いて、白井委員、お願いします。
- ○白井委員 ありがとうございます。

ほかの委員の意見とかぶるところもあるのですが、伴走支援は本当にこの制度の肝であるということは当初からずっと言われていたところで、非常に重要な部分だと思っています。ほとんどの団体が伴走支援は非常に有益だったと言っている一方で、少ない数ではあるのですけれども、やはり当初から危惧されていたような、いわゆる上からの伴走支援だったり、あるいは先ほど玉田専門委員がおっしゃったように、団体のミッションをしっかり実行するというための伴走だったらいいのだけれども、そうではない恣意的な伴走と感じられるような場面があったということも聞こえてくるところではあります。そういう意味で、伴走を受けた団体からのフィードバックがしっかり反映されるようなシステムにしていく必要があるということ。

もう一つはPOさんの待遇です。今の待遇でもって本当に皆さんが優秀なPOを確保できるというような待遇なのかどうかというような声もやはり伝わってくるところでありまして、それこそ中間的な費用ではありますけれども、そういうところにもしっかり費用をかけていく、コストをかけていくということがしっかりした支援の質につながるというところでもあると思いますので、そこはしっかり確保していただいたほうがいいのではないかと思っております。

以上です。

- ○高橋会長 ありがとうございました。 萩原委員、お願いします。
- ○萩原委員 ありがとうございます。

第1回目のときからプログラム・オフィサーの重要性を力説してきた立場として、プログラム・オフィサーの重要性がさらに意識され、また、非資金的支援というところで人材・情報ということが入っていくことは重要だと思います。

ただ、先ほど小河さんがおっしゃっていたような休眠預金に合わせるためのものになっ

ていては問題だろうということがございます。プログラム・オフィサーをやっていた立場からすると、プログラム・オフィサーはやはり0JTというか、いろいろな地域の活動団体に鍛えられながら育成されていくという立場だと思います。ですから、どこかで研修して、はい、プログラム・オフィサーですとぼんといって、実行団体のところに行って何とかというのではなくて、まさに伴走しながら一緒に自分もエンパワーメントしていく。その中からどういう社会的な課題があるのかということを見ながら新たにまたプログラムをつくっていく、フィードバックしていくというところがあるので、どこかで育成して持っていくというのではなくて、できるだけ今の休眠預金で実行団体のところにアウトリーチできるような仕組みをつくっていただいたほうがいいかなと思います。

それから、これを進めるために、休眠預金に申請するのは敷居が高いのでという御説明がありましたが、逆に敷居が高いと言っているところに対して、申請書をどういうふうに書いていくのかとか、申請書を書くとか企画書を書くというのは自分たちがやっていることを見つめ直す作業でもありますので、そうすることによってさらに自分たちのミッションが明確になったり、今何が足りないのか、どこと連携すればいいのかということが分かってくるので、そういったところの支援も同時に必要になってくるかなと思います。お互いに協力し合いながら高め合うというか、日本のいろいろな社会的な課題を解決していくというところが大きな目標でもありますので、単にPOの研修のためとか、休眠預金にもっともっと出してもらうというところとはまた違う、もう一歩進んだ議論が必要になってくるかなと思います。ただ、非資金的支援ということはとても大事なところでありますので、何らかの形できちんと明記をする必要があるかなと思います。

以上です。ありがとうございました。

- ○高橋会長 ありがとうございました。篠崎委員、お願いします。
- ○篠崎委員 金融機関、銀行の立場から一言申し上げます。

今回の御提案については非常に賛成だというところでございます。やはり実行団体が悩むことについては、お金はあるけれどもノウハウとか知識、例えばバリューアップだとか、そういったことに悩む企業さんは非常に多いのです。今の銀行の場合での再生支援だとか、もしくはバリューアップの企業さんですね。こういったところに対する人的な支援というのは、お金と同等もしくは同等以上の価値のある業務だと考えています。

前回も議論になりましたけれども、いわゆるファンド形式での運営についても、ファンドもお金も出すし人も出す。こういったことで実際に実行団体の価値を上げられるということでございますので、こういった分野で人的支援という人の派遣については、特に金融機関だとかファンドといったところが企業の課題だとか問題整理といったところに長けているということが十分に考えられますので、そういったところでいろいろと活用して、我々も金融機関、もしくは広い意味での金融機関として参加する余地が非常に高いと思っています。

ただ一方、やはり人というのは価値、いろいろな方がいらっしゃるのですけれども、人によっては使い分けというのですかね、この分野にはこういう人ということでかなりプールもしくは知見を持って取り組んでいかないと、結果的にはあまり役に立たない人が来たとか、そういった議論になりかねませんのでそこについては注意が必要だと考えております。

以上です。

- ○高橋会長 ありがとうございました。 野村委員、どうぞ。
- ○野村委員 2回目ですので簡単に。

1点だけなのですが、伴走支援をしますと、私も教師ですから教え子がかわいくなるというのがありまして、自分が育てたのだから卒業してほしいと思ったりというところが出てくるわけなのですが、一方で、やはり休眠預金というのは国民の財産ですので、しっかりとした審査が行われているということも外せない重要な要素だと思うのです。さらには、コンプライアンスの点についても甘く見ることのないようにする。ここの部分をJANPIAの内部統制システムの中できちんと構築していただいて、ファイヤーウォールなどを敷いていただくということが国民の信頼性を確保していく上で重要かなと思いますので、1点だけ追加でお話しさせていただきました。

- ○高橋会長 ありがとうございました。白石専門委員、どうぞ。
- ○白石専門委員 ありがとうございます。

実際にPOと言われる活動をしてきた人間としてお話ししたいと思います。

私は、本業はベンチャーキャピタルやプライベートエクイティ投資でして、本業の資金 提供や経営支援の知見をNPOや社会事業に携わる株式会社への投資に役立てたいというこ とでベンチャー・フィランソロピーと言われる活動をはじめました。経営支援には非常に 多岐にわたるスキルなりノウハウが必要でして、私自身もいまだに学んでいる最中です。 社会課題をきちんと捉えた上で、経営者や実際に事業をやっている方々と一緒にロジック モデルをつくって、それを事業計画に落とし込んでいって中期・短期で行うべきことや必 要な経営資源を整理します。当該事業の深い理解の上で、財務会計の知識が必要だったり、 あるいは組織づくりの知識が必要だったり、時には経営者に本当に胸襟を開いて相談相手 にもならなければいけない。

これは、実は研修でできる部分もありますが、OJTでかなり学ぶべきところがあります。 最近若いビジネスマンを中心に、投資やコンサルティングのバックグラウンドをもつ人た ちが、社会事業支援の領域に転職する動きがありますが、やはり彼らに人件費をきちんと 捻出できるかというのが一番の課題になります。そういった人材を育成していく点で、 JANPIAが行っていくというのは非常に意義のあることだと思います。

ちなみに僕は、「伴走支援」の「そう」は、「走る」という意味もありますけれども、

「奏でる」という演奏の「奏」の側面があると思います。経営者とビジョンを一緒に見つめながら一緒に奏でていくという意味です。蛇足ですが、以上です。

○高橋会長 ありがとうございました。玉田専門委員、どうぞ。

○玉田専門委員 一つの例として私たちの団体が受けた伴走支援をご紹介します。最初の1年間、お金と伴走支援の両方を受けました。ミッションは明確なものでした。翌年、同じようにお金と伴走支援を受けたのですが、正直言って2年目はお金より伴走支援の方が重要でした。そして翌3年目は、お金なしで伴走支援だけを受けました。振り返ってみると、1年間に伴走者がお金の使い方も含めて一緒に走ったことで、私たちのミッションをきっちりと分かってもらえたのだと思うのです。はじめから伴走支援だけだったら、少し様子が違っていたかもしれません。1年間、お金の使い方も含めて伴走することで、私たちの壁を同じように壁として認識し、2年目、3年目と支援の効果が倍々になっていったように感じました。休眠預金の助成事業も3年なので、その3年をフルに使って一緒に目標達成に向かう伴走支援になったらいいなと思います。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございました。 清原委員、どうぞ。

○清原委員 2度目で失礼します。

萩原委員、白石専門委員に触発されて、POさんの「オン・ザ・ジョブトレーニング (OJT) の重要性」について私からも申し上げます。

POを務めていた税理士あるいは公認会計士の知人が話していたのですけれども、実は本当に地域の実情や団体の実情が異なるので、自分のPOとしての取組が有意義であるためには、しっかりと地域に根差して、そして、団体の皆さんと一緒になって、まさに同じ時を紡ぐことによって初めて自分自身が役に立てるという実感を持てるということです。当初は不安で仕方がなかったが、いわゆるオン・ザ・ジョブトレーニングの中で自分が育てられたといった言葉を思い出し、萩原委員、白石専門委員がおっしゃったことに共感し、そのような機会を保障していくということが重要だと思います。

2点目に、白石専門委員が伴走の「そう」は「走る」のではなくて「奏でる」とおっしゃって、まさに私も「走る」という言葉にこだわったわけではないのですが、今、玉田専門委員が繰り返しおっしゃいましたように、やはりいかに団体の目的、理念に基づいて、共に悩み、そしてその専門性を生かして効果を上げていくかという表現を「伴走(奏)」と言っているのだと改めて確認しました。ありがとうございます。

以上です。

- ○高橋会長 ありがとうございました。 それでは、最後に曽根原専門委員、お願いします。
- ○曽根原主査代理 ありがとうございます。曽根原です。

私からは1点質問を申したいと思っております。

私自身は現場の活動として行っているものですけれども、活動する中で、活動支援団体が、今回議論されている導入というのは、その必要性をよく感じます。また一方で、皆さんからも何人か御指摘がありましたでしょうか。リスクといったことも一方で私も認識をしているつもりです。その必要性とリスクのバランスをうまく取れるような状態に持っていくのが活動支援団体の導入で最も有効ではないかと思っておりますが、その上で、一つのバランスの取り方として、活動支援団体が導入されたときは、最終的にはJANPIAさんが資金分配団体と活動支援団体を選ぶということになると思うのですけれども、資金の分配の割合といったことも重要かなと思います。当初、どのぐらいの資金の割合で分配をして、今後はどんな形に進んでいくのかといった方向性というのはお考えでしょうか。教えてください。

- ○高橋会長 分配とおっしゃったのは、何を分配するということですか。
- ○曽根原主査代理 資金分配団体というのは、今、JANPIAさんが選んで、コロナ枠を含めて年間80億円ぐらい資金を分配されていますね。その枠の中に活動支援団体という新たな枠組みが導入されて、新たな基金を活動支援団体にも分配されるという理解でよろしいわけですよね。これから活動支援団体の導入をされたとき、例えば初年度、資金分配団体にはどのぐらいの割合、活動支援団体にはどのぐらいの割合のお金が分配されていくというようなことは今決まっているのでしょうか。
- ○高橋会長 分かりました。

そこはJANPIAさんというより制度設計の問題なので、事務局は今そこをどう考えているのか、事務局から答えていただいたほうがいいかなと思うのですが。

○小川室長 事務局でございます。

曽根原専門委員から御質問いただいたところは、現在、具体にそこの割合まで議論が煮詰まっておるわけでございませんけれども、考え方としましては、やはり資金分配団体、資金的な支援の割合と活動支援、人材・情報を中心とした支援のポートフォリオといいますか、どういった割合でいくかというのは、この制度の一つの運用の在り方、姿勢の表れであると思います。こうしたことも、恐らくは基本方針案あるいは基本計画の中で毎年度議論をし、この審議会にも諮って決めていくことになろうかと思います。

また、この表には明示的には出てまいりませんが、今後、出資という手法も出てまいりますと、出資、助成の割合といったポートフォリオも重要な文脈で議論されるべきものと考えてございます。

前回出ました指定活用団体は1つでよいか、2つでよいかといった議論の中でも、やはり1つの団体でそうしたポートフォリオを持ちながら休眠預金の方向づけあるいは重みづけをしていくということは、1つの団体が担う場合の一つのメリットになるのではないか、蛇足ながら考えているところでございます。

いずれにせよ、曽根原専門委員の御指摘を踏まえて、今後、具体化を進めてまいりたい

と考えてございます。

○曽根原主査代理 ありがとうございます。

活動支援団体の導入については、先ほど申し上げましたように、その必要性とともにやはりリスクもあると思いますので、そのリスクをなるべく軽減する方法として、割合もとても重要な方針の一つになると思いますので、ぜひまた今後の議論でお話ができればと思います。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございました。

基本的に皆さんから賛成のお話を頂戴したと思いますが、留意点というかリスクの指摘、あるいは逆に、野村委員がおっしゃいましたけれども、審査とかコンプライアンスで最低限の共通基盤を持たなくてはいけないということもありましたので、具体的な制度設計のところでさらに詰めていただきたいと思います。

それでは、続いて議題2に入りたいと思います。まず、内閣府から資料2「同一事業の 再申請・事業期間の延長について」説明いただき、意見交換を行いたいと思います。お願 いします。

○小川室長 事務局でございます。

議事2の同一事業の再申請・事業期間の延長について御説明をいたします。

まず、資料2-1のほうでございますけれども、うち同一事業の再申請に関する案件でございます。

このテーマは、現場の団体にヒアリングをし、あるいは視察に参りますと、既に要望が 出されてきたものでございます。その問題の所在を1ページ、2ページあたりに書いてご ざいます。

ざっとはしょって説明いたしますと、1ページにありますように、制度においては、法律において大都市その他特定の地域に集中することがないように等の配慮事項が書かれており、緑色のところですが、政府が定める基本方針において、地域や分野によって多様であることに配慮するということになってございます。

その具体化としまして、一番下、JANPIAの事業計画において、過去に採択された団体が 事業を再度申請する場合には、当該事業、既に採択されているものと異なる新たな内容で あれば申請することができる。ここまで具体化、ブレークダウンをしてお示ししていると いうものでございます。

その結果、このことが同一事業の再申請が不可であるというように受け止められ、こう した制度運用として理解されてきたということでございます。

それについて、2ページでございますが、経緯については今お話ししたところです。省略させていただきますが、現場の声としましては、よいプログラムであれば、次年度も同じプログラムで申請してもよいのではないかといったこと。それから、同一の事業であっても他地域に展開するような場合には一律にそれを申請不可とすべきでないと。こんなよ

うな要望として出されてきているところでございます。

この議論はかなり制度と実態が入り組んだところに問題が所在しておりまして、我々と してもかなり実態に分け入って検証したところでございます。

その結果でございますが、3ページ、少し入り組んだ表でございますが、現場において、一部の資金分配団体において、同一事業というのは事業構造、よくロジックモデルと説明しますけれども、ロジックモデルが同じ場合には再申請ができない、非常に堅い拘束として理解されているということが判明したところでございます。したがって、ある種の萎縮効果も働いておりまして、これは下の絵にありますように、例えば同じ子ども食堂の事業を行う。それが同じビジネスモデル、ロジックモデルを取っている場合には、A県で成功したものをB県に展開する場合でも、ロジックモデルに変更がないので申請ができないというように理解し、対応されてきているというのが現場の意識、認識であるということでございます。

一方で、JANPIAの運用が4ページでございますけれども、度重なる要望を受けて、審査をいわば柔軟に行うことによって、言葉は少し選びますが、事実上の要件緩和はなされているというのが実態だろうと思います。これを言葉にしますと、同じ事業構造(ロジックモデル)を持つものであっても、対象となる社会課題がその施策を行うことによって既に変化してしまっているので、それは同事業と該当しないと見る余地がある。こうした言い方をとりまして、事実上、言ってみれば同一事業の再申請を認めてきたという実態があるということでございます。

しからば、再申請を受け付けた上でどのように採択をしているかといいますと、黄色い枠の2番目にありますけれども、社会的インパクト、革新性、多様性等の要件に照らして、総合評価をして採否を決定している。要するに、入り口で門前払いはしないという運用をJANPIAにおいては行っていると少なくとも認識しているということでございます。

5ページに参りますけれども、そういった意味で、この問題の所在は、同一事業である ため再申請ができないという認識のずれ、それから、それに基づく慣行といいますか、ビ ヘイビアを改めるというところにその解決策があるのではないかと考える次第でございま す。

今申し上げましたように、JANPIAの認識としましては、同事業である、すなわちロジックモデルが同一であるというのは申請要件の一要素にとどまっており、全体としてインパクト、革新性、多様性の要件に照らして総合的に評価し、採否を決定している。このことを表に出す。しかしながら、必ずしもこれがオープンにされていない、また、積極的に説明をし、現場にアウトリーチされていないといったことはあったと思いますので、これを規定上、文書上明らかにするというのがこの問題解決の第一歩ではないかと考える次第でございます。

例えばでございますが、緑の枠に書いてございますけれども、現状の書きぶりを上半分に書いてございます。ちょっと文字が多いわけですけれども、(1)を見ていただきます

と、当該事業と異なる新たな内容であれば、これがロジックモデルが同一でないということを意味し、それから、後半、黒太字にしていませんけれども、新たな団体と既存団体が出たときは新たな団体を優先するという形式基準も定めておるところでございます。これがあまりに堅く解釈されますと、ロジックモデルが同一だから申請できない。それから、新規と既存であれば新規が採択されるという形式的な運用に移っているといったことがある。そうであれば、これを書きぶりも改めまして、原点に立ち返って、選定に当たっては社会的成果の最大化を目指すということ。

それから、その意味では我々の事業は2サイクル目に入りますので、これまでの事業で得られた成果を深化させる、質的に充実させる、それから、地域的な展開を図る、横展開を図るということを目標として、(1)でございますけれども、団体からの申請を広く求めて、入り口は広く開けて、その上で革新性、持続可能性、波及効果、団体の多様性等の観点に基づき、総合的に評価を行い選定する。我々が今まで運用上暗黙に前提としていた、あるいは事実上要件緩和をしてきたものを表に出して、正面にこれを明確に位置づけることによりまして、現場の認識をリフレッシュするということ。それから、これに基づくJANPIAの選定を実際に行っていく。このようなことにしていきたい。

そうしますと、言葉としての同一事業の再申請の問題というのは今後なくなる。同一事業であるから申請ができないというものではなくなって、同一事業であるかどうかは一旦脇に置いて申請がなされるけれども、その中身の革新性等に基づいて総合的に評価がなされるという形に変わっていくのではないかと考えてございます。

非常に制度と運用の間にある話でございます。紙にするのはなかなか難しいところでございますが、私どもとしてはこうした形でこの問題を解決していきたいと考えておるところでございます。

続けて、資料2-2で事業期間の延長についても御説明を申し上げます。

事業期間の延長といいますのは、先ほどの同一事業とよく似ているのですが、異なるものでございまして、現に行っている事業、休眠預金においては最長3年をタームとしておりますけれども、その間に終了しなかった、あるいは終了しない見込みがあるときにこれを延長することができるかどうか。これが事業期間の延長という問題テーマでございます。これについては、1ページの資料を御覧いただきますと、端的に言うとできないということを明確に定めておるところでございます。

その趣旨につきましては、2ページでございますけれども、この休眠預金等活用制度は 最終的には団体あるいは事業の自立、休眠預金に依存しない事業あるいは団体に成長して いくということを企図するものであるということ。それから、その原資が休眠預金という 形で国民からお預かりしたお金の使い方、使い道になっているということ。こうしたこと を踏まえて、事業期間の延長は行わない、3年で成果を出すという制度になったというこ とでございます。

これに対して、現場からの声が一番下にございますが、3年と言いながら最初の半年は

規定の整備等内部準備で費消されるので、実際の事業期間というのは3年確保されていないのだというような言い方がされたり、あるいは団体を立ち上げたばかりですと、団体が独り立ちするだけで最初の1年を要するので、その後2年間で実施するのは難しいと。こんなような声につながっておるところでございます。これも現場にヒアリングに行き、あるいは視察に行って寄せられた声でございます。

これも実証的に検証を行う必要があるということで、ちょうど2019年、初年度に採択した事業が中間評価の時期を終えましたので、中間評価が集まってございます。これらを見ますと、事業終了時の目標については、実は9割近くの状態がおおむね達成できる見込みであるということが中間評価から明らかになってございます。逆に12.9%、1割強の団体が達成が不透明あるいは難しいと評価されているということ。この12.9%は、団体数にしますと15団体でございますけれども、うち11団体は新型コロナの影響であると回答されていまして、差し引き4団体が新型コロナ以外の理由により3年の期間内での目標達成が困難であると中間評価されているということでございます。

そういう意味で、私どもがこれまで聞いてきたあるいは受けてきた印象では、多くの団体が達成が難しいというような受け止めをした時期もあったわけでございますけれども、少なくとも中間評価から見ますと、期間内の達成が困難であるというのはかなり限定的なものであるというのがファクトとしてはあろうかと考えてございます。

その上で、対応案でございますけれども、この3年間を区切った支援というのは、休眠 預金等活用制度のある種コアな部分である、コアの理念である。依存しない、自立すると いうことを目指すというのはなお重要性を持つということから、例えば3年を一律5年に 延長するといった判断はしないことが適当でないかと考えておるところでございます。

その上ででございますが、ただし、コロナによる事業進捗の遅れについては別途の配慮をする特異な事由であるということから、特例的に延長申請を容認してよいのではないかということは方向性が出せるのかなと思ってございます。

その上で、その他の遅延理由、先ほど御説明しましたところですと、15団体のうち差し引きの4団体が申請したいといった場合については、どういった要件の下では延長を容認することができるかというような問題の設定になるだろうと考えてございます。

例えばということで、イメージを議論のために示させていただきましたけれども、下の 絵に描いてございますが、コロナ関係のものであれば、事業を延長したことによって当初 予定した目標が達成できる。その達成が明らかで、それから、資金分配団体がこれに同意 している。こうした要件で延長することが比較的容認されやすいだろうと考えるものでご ざいます。

一方で、そうでない理由によるもの、ここではその他と表記しましたが、そうしたところでは、当初の目標に加えて、新たなあるいは追加的な社会的インパクトの創出ですとか、あるいは1年ないし2年延長するとして、その後、自立に向けた具体的な見通しがある。 逆に言うと、2年後にやはり駄目でしたということにならないというような比較的堅いと いうか付加的な要件、追加的な要件を課して、その上で延長を認めるということがあり得るのではないかなと。このようなイメージを持っておるところでございます。

ここは、特にコロナ以外のところについては、私どももまだ正確な方向性を有しておりませんので、実務あるいは制度に長けた各委員の先生方から御示唆を賜れればと考えるものでございます。

説明は以上でございます。

○高橋会長 ありがとうございました。

それでは、意見交換に入りたいと思います。どなたからでもどうぞ。

それでは、小河専門委員、どうぞ。

〇小河主査 どなたもないようだったので、時間がもったいないので申し上げます。ありがとうございます。

この2つの見直しはとてもすばらしいことだなと思っています。今までも、特に同じプログラムが2回できないということに対しては、これは何とかしてほしいという御意見があって、今、お話があったように、実際には運用でやっていらっしゃったということで、柔軟な対応をしていただいていたということに感謝申し上げたいと思いますし、これがこういうふうにちゃんと制度としてなるということで、やはりすばらしいプログラムをちゃんと今後も継続していけるということはとても意味があることかなと思います。ぜひこの方向性で進めていただければと思います。

もう一つの実行団体に対しての延長ということに対しても、非常に柔軟に対応していただけることはとてもいいなと思っています。一方で、現実で言うと、先ほど3年での自立は難しいというお話があったのは本当にそのとおりで、私も幾つかの事例の中で、実際に休眠預金を終わってしまって自立できているかと言ったら、そこでプログラムは全て終わってしまったと。現実的に言うと、3年の中で次の資金をファンドレイジングでも賄うとかというのはなかなか難しくて、続いているところも結局別の助成金に頼らざるを得ないというようなことになっていたり、そういうような問題もあります。特に成果が出ているものに関しては、休眠預金にしがみつくというのはもちろんよくないことなのですが、ある程度というかしっかり成果が出ているものをそこでぶつっと切るのではなくて、もう少しそれを引き伸ばしたことによって、さらに大きな、まさに成果が出るということが期待できるのであれば、これは続けるような意味はむしろあるのではないかと。このほうがお金を有用に生かせるのではないかということがあるかと思います。

これは資金分配団体でも同じで、やはり同じところが休眠預金にしがみつくというのはよくないのですけれども、とても成果を上げている資金分配団体、まだまだ日本で資金分配団体として力がある団体はそんなにたくさんあるわけではないという現実の中で、逆に休眠預金から逃げられてしまっては元も子もない。そういうところでは、非常に評価が高い資金分配団体には、この制度をまだ育てていただくという観点でも、ぜひとも継続してやっていただくことが豊かな休眠預金を活用した制度に今後つながっていくのではないか

という観点で、とても大切なのではないかと。そういう意味では、内閣府、JANPIAがこれまで柔軟な対応を今の制度の中からは読み切れないところまで対応していただいたことにとても感謝するとともに、さらにこれをあまりがちがちにせずに、もう少し柔軟な運用が今後さらにもう一歩行けるような、さらに踏み込んでいただけることを私は強く願っています。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございました。

私の理解が足りないのかもしれませんが、延ばすということと続けるということは違いますよね。異なるところで同じようなプロジェクトをまたやってみる、あるいは拡大していく。そのことと現時点で走っているプロジェクトそのものを延ばすのは違いますね。
○小河主査 そうですね。なので、そこも、先ほど言ったように、多分今考えていらっしゃることは、例えば資金を伸ばすのではなくて、期間が十分にできなかったから、その部分について延ばすというところはもちろんそれでありがたいと思っているのですが、さらにという部分です。もっと言うと、それで3年間やってみたところで想定よりもかなり大きな成果があると認められているものについても、例えばもう少しそれを続けていくというような、これも社会実験的にもそういうことを認めていくとか、さらにそういうふうにいろいろ一つのバリエーションではなくて、これはもしかしたら3年ではなくて、これを3年にするのはもったいないというか、まずいものは例えば縮小も当然あるかもしれませんけれども、そういう柔軟さというのももう一歩踏み出したところで議論していただければいいかなというお話です。

- ○高橋会長 ありがとうございました。 続いて、清原委員、お願いします。
- ○清原委員 ありがとうございます。清原です。

先ほど小河専門委員も言われましたように、私は、今回の2つの点についての具体的な 取組というのは、まさにこの間の休眠預金を活用された団体、実行団体の皆様の本音の声 を傾聴して、制度として確保しようという方向性の表れだと思っております。

5ページの、特に「同一事業である事業の再申請」について御説明いただいたときに、「社会的インパクト」、「革新性」、「多様性」に加えて、「持続可能性」という言葉を使われたと思います。つまり、修正の(事業計画)選定配慮事項の(1)に、「選定申請団体からの申請を広く求め、事業の革新性や持続可能性を求めると。事業実施による波及効果、団体の多様性等の観点に基づき総合的に評価を行い、選定する」とあります。この「革新性」、「波及効果」、「多様性」というのは従来特に重視してきたところだと思うのですが、「持続可能性」という文言を選定配慮事項の中に入れるということは極めて意義があると同時に、休眠預金としては持続可能性を保障するために改めて何を選定するのか、ここのところはぜひとも自立してもらうのかという判断が加わってくることになります。

最初の議題のときに、「審査とかコンプライアンスの重要性」についても御指摘がありました。そのことと関係すると思う重要な部分だと野村委員がおっしゃったところは、今回のこの2つの提案の中でも極めて重要になってくると思います。特に同一事業であるけれども新たに展開していく提案をされるときに、そのことをまたこれからも応援する判断の中には、これまでの実績がある程度達成されていることを評価するのか、さらに支援することでより実績が上がると判断するのかとか、「判断の根拠」というものが重要になってくると思います。したがって、POさんの協力が必要だと思いますが、これまでの取組についてきちんと客観的な評価に堪える実績というものが情報公開されていて、そして、判断に資するものであるということも必要になってくるのではないかなと思います。

同様に、「事業期間の延長」についても、本当に長引くコロナの中、皆さん御苦労があったのに、ほとんどの団体が達成してくださっていました。未達成の15団体のうち、11団体はコロナが理由であったけれども、その15団体以外のところはしっかりと達成していただいたということに敬意を表したいところです。それでは、この15団体を判断するときに、私はこういう視点も重要かなとも思っています。それは、休眠預金だからこそ、この団体を応援しようということで選ばれた趣旨とか、あるいは休眠預金の理念を体現する団体として選ばれたということがあったと思うのです。したがって、最初の審査、選考において、休眠預金の活用団体として的確だと判断したところが、何らかの理由で期間内に達成できない場合に、その理由をしっかりと判断し、評価し、そして、休眠預金ならではの活動であるからこそ、ある程度の実績を上げるため、期間として猶予が与えられることによって、それが達成されると判断するならば支援していこうということになるとしたら、それは休眠預金活用の理念にかなうことではないかなとも思っています。

したがって、重要なのは、「客観的な審査」、「客観的な評価」をした上で、本当に公明正大に、同一事業的である申請についても適切に評価をしていくということと、何らかの困難に直面して事業期間内に終結されなかったところも、休眠預金ならではの取組をするのであれば、その状況によっては延長についても配慮していく。大事なのはいつも、これは休眠預金の活用という趣旨をそれぞれの団体が果たしていくということであり、各団体の「コンプライアンス」と、そして、今回こういう取組を第一義的に判断する責務を担うであろうJANPIAさんの「審査に関するコンプライアンス」にかかってくるのかなと思います。

いずれにしても、活用されている団体にとっては願っていた方向が実現するであろう2つの御提案ではないかなと受け止めているところです。

以上です。ありがとうございます。

- ○高橋会長 ありがとうございました。 では、服部委員、お願いします。
- ○服部委員 ありがとうございます。

大事な検討事項だと思っているところですが、では、具体的にとなったときにどのよう

にしていくのかは気をつけなくてはいけないと思うことを少し申し上げたいと思っています。

同一事業をどこまで柔軟に考えるかといったときに、次に申請をされてくるときに、今も中間評価とかはネットに少し出ていますけれども、しっかり評価を出したものに限るというふうにしていかないと、何となく緩やかになりつつあると思うのです。そうすると、どこの段階で継続していくのかといったときは、評価が出たものでないと、それがないとどう判断していくのでしょうかと。内々であそこは成果を出していますねと言ったところで、それは社会や外部に見えていないので、見えるものになってからだろうというのがつつあります。

もう一つ、ソーシャルイノベーションの観点からは、いい事例を出していただいたのですけれども、A県でうまくいきました。それをB県でというのは、同一事業というよりはむしろ積極的に広げていくものだと思うのです。その際も、Aを担当した人がいつまでもBもCもDもやり続けて全国制覇するのではなくて、B県、C県、D県のどこかの団体、資金分配団体になりそうなところと連携を組むことによって、例えばAでうまくいったものをBに定着させていくというようなところであれば、同一事業というよりはむしろそれは積極的に普及させたいと思っています。柔軟にと一律に言ってしまうよりも、ここは何を推奨するかを伝えていくところです。つまり、関係した人たちだけで判断というのではなくて、対外的にはっきりと見えるようにしていったものをどう判断するかという考えにすることが臨まれます。3年で成果が出にくい、自立がしづらいというのは、これまでの経験でいろいろな助成金を見ていれば最初から分かっていたのではないかと思います。ここの振り返りの見直しのところで成果が出そうにないからというのは、あまり理由にはならないのではないかと思っています。見直しは、より積極的にすべきことをここで検討していく。それが同一事業の解釈であると説明していただくと、私は納得できると思いました。

ありがとうございます。

○高橋会長 ありがとうございました。

ほかに御意見はありますでしょうか。

玉田専門委員、どうぞ。

- ○玉田専門委員 質問です。3ページのグラフで、事業が達成できたという回答が、おおむね達成できる見込みを含めて80%となっていますが、これは、この3年間で自立したということではなく、申請した事業、例えば何か単発のイベントであるとか、そういうものをやりましたという理解でよろしいでしょうか。
- ○高橋会長 事務局、お願いします。
- ○小川室長 3ページの資料のグラフ下にちょっと小さい字で書いてございます。読みにくいところはありますが、今回、事業終了時の目標が達成できたかどうかということをこの表に示している。この点は、玉田専門委員の御指摘のとおり、自立ということではなく

て、事業終了時までに達成することを目指す目標と、ここまでにこの事業を終えてこの目標を達成するということが目標どおり行ったかどうかということをここではグラフに表示しているということでございます。したがいまして、これはその後の自立とは直接リンクしているものではないという御指摘のとおりでございます。

○玉田専門委員 分かりました。ありがとうございます。

皆さんもご存じのとおり、NPOの活動は、行政ができないことで、企業も手を出さないといった内容が多く、そう簡単に自立できるものではありません。休眠預金に依存しないで自立するという目標はすごく大事だと思いますが、同時にとても難しいということをご理解いただければと思います。

もう一つ質問があります。今回、コロナの関係で事業ができなかったものを延長しては どうかというご提案ですが、これは、支給される予定だったお金を使って申請していたイ ベントを完了させるということでよろしいでしょうか。それとも、年度をまたぐとお金は 引き上げられてしまうのですか。

○小川室長 事務局でございます。

そこも制度設計に依存しますけれども、基本的には今、玉田専門委員がおっしゃったとおり、既存の予算の繰越し、キャリーオーバーでできるかどうかということが前提になろうかと思います。その場合にあっても、3年目以降、したがって4年目、5年目においては、そこは資金分配団体においては予期せぬ支出になるわけでございますので、資金分配団体の同意というのを書いたのはその意味でございます。

- ○玉田専門委員 そうすると、延長期間は資金分配団体にとっては持ち出しになるという ことですよね。伴走支援を受けている実行団体は、POも延長できるということですか。
- ○小川室長 そこも今後の検討ですけれども、基本的には従来の延長で、したがって3年 目までできていたことを4年目にできるようにするというのが基本的な考え、コロナにつ いての考え方かと思っております。
- ○玉田専門委員 ありがとうございました。分かりました。
- ○小川室長 事務局から1点よろしいでしょうか。
- ○高橋会長 どうぞ。
- ○小川室長 今、各先生方から力点、重点の置き方はかなり右左ありつつ、その一方で現場の実態に即した判断をすべきと。もう一方で、休眠預金等活用制度の休眠預金たる理由、国民の皆さんから預かった預金を活用させていただいているですとか、評価、成果、インパクトといったものを重視するということを制度の骨格にしていることを忘れてはいけないと。こういうふうな両方の御指摘がございました。ここの判断が、実際に運用していくことになれば、私ども、さらにJANPIAにおける判断にとってはかなりの負荷になるものとは思いますけれども、この点について、特に御発言がなかった方から、この力点の置き方、もう少し言いますと、休眠預金というのはある種特殊な資金の使い方であって、そのために高いハードルを課しているという制度の特性があると思いますけれども、そのことをど

の程度斟酌し、重視していったらいいか。この点について、誠に漠たる問いかけで恐縮で ありますけれども、各委員の御知見なり感触をお聞かせいただければと思います。

○高橋会長 いかがでしょうか。

白井委員、どうぞ。

○白井委員 今の事務局からの問いかけに関してですけれども、確かに大事で、非常にい ろいろなことを言われがちなお金だからこそハードルを高くしてという部分があることは 承知しているのですけれども、こうやって実際に始まってみて一回ししてみてというとこ ろを、いろいろ関わってくださった団体さんから実情を聞いていると、先ほどもどなたか から出ましたけれども、例えば資金分配団体ができるような体力だったり、力があるよう な団体がまだまだこの国では育つ途上にあるという状況の中で、今、そこに手を挙げてく ださったところというのは、どちらかというと、世間で言われているような何年もこれを 申請して休眠預金に依存してというよりは、むしろこの制度がちゃんと育っていくように 火中の栗を拾ってくださったというか、かなり大変な部分というのも分かった上で手を挙 げてくださったというような団体さんが非常に多い。逆に言うと、先ほどから敷居が高い というような話も出ているように、ここに手を挙げるというのは、正直そんなにうまみも ないし、非常に勇気が要るところというのが実態なのにもかかわらず、周りから見えてい るイメージというのが乖離していて、それこそ資金分配団体とか活動団体から本当は逃し たくないというような団体さんが何年も手を挙げてというので逆に批判を受けてしまって、 距離を取られたりというような形になるような可能性を秘めているというのは非常に危惧 しているところではあります。

そういう意味で、先ほども御意見にありましたように、今までJANPIAさんが今の状況に鑑みた柔軟な対応をしてきてくださったということは非常に重要なことだったと思いますし、これから制度をつくっていく上で、当然しっかりどういう結果が残ったのかという評価をした上で、ただ、そういう意味では、やはりまだまだ十分な数の団体が育っているとは言えないというような状況の中で、制度をしっかり設計する必要があるのかなと感じているところです。

以上です。

- ○高橋会長 野村委員、どうぞ。
- ○野村委員 ありがとうございます。

事務局の問いかけに対して的確に答えられているかどうか分からないのですが、ハードルが高いというのは、コンプライアンスとか内部統制の仕方が下手くそだということなのです。要するに、ただ書類を積み重ねたり、厳しくチェックしたりというような形の施策で管理しているから、なかなかうちはそこまで事務的な手が回らないとか、そういう議論になっていくわけなのですが、内部統制、もちろんコンプライアンスもそうなのですけれども、これはみんなリスク管理なので、リスクが高いレベルで管理できればいいわけなのです。ですから、例えば3人しかいないのにそれぞれが報告書を出し合ったりしている必

要は全然なくて、お互いに毎日そこでミーティングをして確認し合ったり、おかしな動きがあったらそれに対して注意をしたり確認したりという仕組みをちゃんと導入できていれば、リスクは防ぐことができるわけなのです。それを工夫することが必要だと思います。

例えばこんな例があります。看護師さんなどのように日勤と夜勤が繰り返されているような職場の場合に、日勤の人と夜勤の人が着るユニフォームの色を変えるだけで残業が急激に減ったりするのです。残業管理というのを幾ら書類上でやっても残業が起こるのは、仕事があるからなのですが、服を変えていれば、帰る人には仕事を振らないのです。ところが、服がごちゃごちゃになっていますと、誰が次に帰る人なのか分からないので、すぐそばにいる人に仕事を振ってしまいますので、その人が帰れなくなって残業が増えるという訳です。

こういった人の行動の中にリスク管理を組み込んでいく仕組みはナッジと呼ばれますが、 工夫の仕方によって過剰な労働とかを抑制できたりする。こういう工夫を、できれば伴走 支援をされる方々にいろいろと考えていただき、そのノウハウを蓄積していただくことで、 無駄な作業のハードルを下げながらもリスクが高度に管理できるという仕組みを追求して いただくのが良いのではないかなと思います。

- ○高橋会長 ほかの方、いかがでしょうか。 小河専門委員、どうぞ。
- ○小河主査 ありがとうございます。

以前の審議会でも私も何度も申し上げているところはありますけれども、一つは評価の在り方というところも大きなポイントになってくると思うのです。休眠預金の活用を何をもって評価するかというところで、先ほど玉田専門委員もおっしゃられたように、特に私も関わっていますけれども、大変な困難を抱えている人たちへの支援をしているところの評価というのは大変難しいわけです。例えば就労支援をしていたら、ただ就労すればいいというものではなくて、そうしたら、入り口のところから就労しやすい人だけを集めてきて、これで社会課題が解決したかということではないわけで、よりそういうふうになかなかすぐ定量的に短期で成果が見えるようなものだけではなくて、むしろ休眠預金というのは一方で非常に困難、なかなかすぐに定性的な部分でしか評価ができないようなものということも、そもそもそういうことも評価するよということではないと、実際にJANPIAさんは今はそういう物差しではなかなかはかりづらいというところもあるのかもしれません。なので、そういうところで言うと、今回、評価のことについては議論のテーブルには上がっていないのですけれども、そういった部分についても今のままでいいのかというようなことは議論する必要性があるのかなと今のお話を聞いていながら感じております。

以上です。

- ○高橋会長 ありがとうございます。梶川委員、どうぞ。
- ○梶川委員 いつもお話をするのですが、現場についてあまり熟知していないので、少し

話がずれてしまうかもしれないのですが、今回の同一事業の再申請、また、期間の延長についての御提案の取扱いは、私は非常に妥当なものだと思います。

ただ、それを考える上で、ここが悩ましかったところでもあるのだと思うのですが、本来の趣旨の法に決まっている自立した担い手の育成ということはどうしても非常に重要なテーマだと思いますので、それをどのぐらいきちんとした形で前提として整理が進むかということで、その自立したという意味合いで、今回、修正案で限られている事業の革新性の次に持続可能性という文言が一つの判断の基準になられている同一事業の取扱いなのですが、やはりここでも持続可能性というのは当然自立して持続できるということを持続可能性と言うと私は思うところがございますので、同一事業の再申請はこれで構わないのですけれども、その辺はやはりどうしても第一原則に入ってくるのかなと。

そういう意味では、その観点から、延長のお話というのは原則期間はそのままだけれども、むしろ特殊な御事情について柔軟に判断できる余地があるとも読めますので、それはそれでよろしいのではないかなという形です。むしろこの延長のほうはあまり緩やかになると、第一理念が少し崩れてしまうかなと。

休眠預金というのは国民の財産をいかにNPOというかこういう活動に広く社会に定着させて普及させていくかというのは、このための政策的手段ということが一番テーマにはなると思うので、その政策テーマに沿った形で御検討いただくというのが一番で、それはちょっときついかもしれないけれども、自立ということに非常に法の理念があるような気がいたしました。

以上でございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

江口専門委員、どうぞ。

○江口専門委員 ありがとうございます。

このテーマはすごく悩ましいと思っています。事業期間と同一事業の取扱いを考えると、小さなNPOで行政の狭間を担っていることを考えると、先ほどの評価をどうするか、どこで見るかというところはとても大事だと思います。休眠預金からの自立というのは、金銭面の自立がまず考えられますが、そこまで到達できないというところは残念ながらあると思います。その活動について同一事業の再申請ができないということを考えると、どう表現したらいいか分からないのですが、ある程度社会的課題から見てその活動が優先・有意義とされるのでしたら、再申請とが認められるべきものではないかなと思っています。が、一方で本当にそう考えていいのかとも思うところです。すみません。自分でしゃべっていてうまく結論が出ないままお話ししています。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

服部委員、どうぞ。

○服部委員 簡潔にと思っていますけれども、一律の議論は非常にしづらいのではないか

と思っていまして、草の根の事業とかソーシャルビジネスの事業とかではスケール感も違ってくると思うのです。当然対象はNP0だけではないはずで、NP0の自立というのは何をもって自立するのかというのは何十年も議論をずっと続けているところもあります。それを休眠預金が支えるということが休眠預金の理念だったのかどうかというのも確認しなくてはいけないですけれども。草の根をどうしていくのかというのと、ソーシャルビジネスなどをよりそれを形成して大きくさせていくのかというのと分ける必要があるのではないかと話を聞いていて思いましたということが一つです。

評価は当初随分と議論されたのだろうと思うのですけれども、最初からハードルが高いものが設定されていたという意見がでていたと記憶します。それもあって伴走する人たちがその辺りをしっかりと支えていく。評価の定量であろうが定性であろうがそれを支えられる人物たちがプログラム・オフィサーとしているのではないかと思っていましたが、それもいないということであれば、かなり根本的に見直しがともなってくるという気がしながら聞いていました。ハードルをただ下げるのではなくて、よりみんなが働きやすくなるような、それこそそれが制度設計だろうと思っています。そこは今すぐどうしたらというところではありませんけれども、ただ下げるというところに関してはそうではないのではないかと思って、そこは違う役割のところがあるのではないかと思っています。

言いたいことだけ言って退出してしまいますが、申し訳ありません。

○高橋会長 ありがとうございました。

栗林専門委員、どうぞ。

○栗林専門委員 私はこの休眠預金の制度設計のところから参加させていただいております。その中で、5年経ち、このお金が回って、地域の様々な支援が私たちの地域の子どもにも届いているというのは本当にありがたいことでもあります。

ただ、先日、このコロナ禍、豊島区の中で休眠預金を利用して外国ルーツの方たちの支援というのが、いろいろな団体がコンソーシアムを組んで、すごくいい形で成果を出しているのです。情報共有した中で、同じようなことを新宿区もやろうということで、同じような活動を申請しても、豊島区の外国ルーツの支援団体は採択されたのだけれども、新宿区は採択されなかったということがあり、それを両方私は共有する中で、本当に困っている人が、新宿区にも外国の方がたくさんいます。池袋にもたくさんいます。そこはもうちょっと横の連携をとって、一緒に活動をつくっていくというような団体で申請することによって、もっと大きな成果が生まれたのではないのかなというのをすごく実感しました。

子ども食堂をやっていて、この活動もそうなのですけれども、2016年から全国ツアーというキャンペーンを全県で草の根の人たちとやることによって、子ども食堂という活動が身近な活動になりました。こういう休眠預金を活用して解決していくような課題というのは、無関心の方も多くいらっしゃいます。その方たちの関心をどう関心事、自分事に変えていくかということこそが休眠預金の大きな成果を生むのかなと思うと、やはりこの休眠預金というのは、私、この委員では全然発言はしていないのですけれども、いつも学んだ

ことをいろいろなところで伝えるのですけれども、残念ながら休眠預金を知っている方は本当に少ないのです。社協の方も知らない。一緒に活動しているNPOの方も、名前を知っているけれども知らないという方がとても多くいて、本当にそこはもったいないなと常に思っています。

もちろん団体が育って、そういう団体が社会を変えていくということもすごく大きな成果でもあるのですけれども、多くの市民に休眠預金が知られて、その活動団体に協力する人たちが増えていく。そこの層が増えていくことが最終的に持続可能な課題解決につながるのかなと思うと、休眠預金を利用できる団体の成長だけではなく、もうちょっと知っていただき、その制度によって解決していくノウハウみたいなものを休眠預金が利用できない団体にも周知していくというようなことにもお力を注いでいただけるとありがたいなと思います。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございました。

事務局の悩みはそう簡単に解消できるものではないと私も思いますけれども、皆さん意見を伺っていて感じたのは、やはり休眠預金等活用制度というのは制度そのものが社会課題の解決につながるものであるべきこと。これは間違いない。もう一つは、日本の実情を見ると、ソーシャルセクターを育てなければ社会課題の解決につながっていかない。だから、ソーシャルセクターをどうやって育てるか。これは自立と言ってしまえば簡単ですけれども、自立という言葉はいろいろな意味があるわけですが、人が育たなければ自立もできないわけです。今回、休眠預金等活用制度がよりソーシャルセクターを育てるために有用なものとなるように制度改革を進めていきたい。当然そこはバランスが必要になります。ちょっと御苦労ですけれども、事務局に考えていただきたいと思います。

残ったテーマがもう一つありますので、行きたいと思います。行政施策との役割分担の 整理について説明をいただいて、意見交換をしたいと思います。

事務局、お願いします。

○小川室長 事務局でございます。

時間も限られますので、少し走って御説明申し上げます。

行政政策と休眠預金等活用制度の役割分担というテーマでございます。この点は、これまで必ずしもこの審議会で明示的に御議論いただいたことは少なかったかと思います。こうしたことを今回見直しに際して提示した背景を少し補足させていただきたいと思います。

資料の1ページを御覧いただきますと、法律では、休眠預金というのは国、地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題の解決を図ることを目的とすると書かれておるわけでございます。その解釈については様々あり得るわけですけれども、JANPIAにおける公募要領においては、直接には国、自治体から補助金あるいは貸付金の支援を受けているものは休眠預金としては採択できないということに具体化、ブレークダウンされているところでございます。

今回、特に議連のほうからこの問題提起があったということでございます。

一つは、この法律の解釈をいま一度5年後見直しに際して明らかにしておくべきである と。講学上といいますか、頭の整理の面が一つ。

もう一つは、実はこの法律が成立したときに議論がございまして、休眠預金が本来行政 が行うべき事業、分野を担うことになれば、行政責任の後退につながる。行政責任の後退 を是認する制度になり得るというような御意見がございました。

今回、この法律改正を次の通常国会に出すということになりますので、その点について、 法律制定時に提起された問題について、いま一度、よりここまでの実践を含めて整理をしておく必要があるのではないかと。このような問題意識から、私ども、内閣府のほうに問題が投げかけられてきたということでございます。そのために整理をして、今日審議会にお諮りをしているという流れで、皆様にとっては恐らく初見の議論であると思いますが、お諮りをしているということでございます。

今申し上げましたとおりの制度になってございますが、実態を見てまいりますと、次のページでございますが、孤独・孤立については官・民・NPO等の連携の強化ということが非常に強調される行政分野となってございます。昨年末に孤独・孤立の推進会議が決定した計画の中でも、NPOの活動をきめ細かく支援して官・民・NPOの連携を強化するといったことが標榜され、一番下に絵を描いてございますが、孤独・孤立のためのプラットフォームというものをつくりまして、そこにはNPO、社福、都道府県、民間企業といろいろなファクターが入っている。ここが一元的に一枚岩になって支援していこうという考え方になっているわけでございます。

次のページが孤独・孤立の現在の施策の分布状況でございます。細かくは読み切れないところもございますが、左から右に人間のライフサイクル、出生から退職・高齢までが入っておって、その中に孤独・孤立と呼ばれる問題がそれぞれのライフステージごとにプロットされている。例えばひきこもりということも、子どもの頃の学生時代のひきこもりもあれば、社会に出てからのひきこもりもある。こうしたことで非常に複層的な課題があるというのが孤独・孤立対策の特徴かと考えてございます。

これに、あえて次のページでございますが、休眠預金が柱としている一つは子ども・若者支援、もう一つに生活困難者支援、最後に地域活性化支援。この三本柱を重ね合わせてみますと、ここに合わせたように、分野としてはほぼ完全にカバー、一致しているものでございます。したがって、法律に書いてある国、地方自治体が対処困難な社会課題といったときに、カテゴリーとして、あるいは分野として行政の役割とNPO等の役割が分かれているというよりも、対象となる課題は完全に重複しているというのが実態であると考えてございます。

そうした実態がある一方で、法律の規定がある中で、これまでの運用を整理したのが5ページでございます。

今申し上げましたように、孤独・孤立の施策というのは行政と休眠預金の役割の関係は

多様であって、あらかじめ悉皆的、しらみつぶしに、それから、一つの答え、一義的に整理することにはなじみにくいところがあるのではないかと。現状の選定プロセスでは、あらかじめそうした色分けをするのでなくて、個々の事業の申請において行政による取組とこの事業関連のものはどうなっていますかと。そうした中で、休眠預金等活用事業でこの事業を実施する意義はどんなことがありますかということで、一つ一つの事業について整理をいただいて、それを見ながら判断する。それによって、結果として行政との役割分担を整理している、確保している。これが現状になっているわけでございます。

こうした現状、それから、先に申し上げた枠組みを踏まえますと、議連のほうから投げかけられた課題、あるいは法律制定時からの課題であります行政と休眠預金の役割分担についてどのような考え方の枠組みをもって整理すべきかというような問題意識があるということでございます。

あえて整理の方向性を下に書かせていただきました。一つは、分野や事業ごとに行政との役割分担を整理するということ。もう少しかみ砕きますと、現に行政が実施し、あるいは今はできていないけれども予算・人を増やせば行政でできるという分野や事業をあらかじめ把握する。それをもって国、地方公共団体が対応困難な社会課題の範囲を、この事業は行政分野、この事業はNPO分野と画していくということがどこまで追い求められるかというのが一つの方向性でございます。

もう一つは、実態に合わせて、行政との役割分担というのは動態的に、時間の経過等に変化していくものであると捉えまして、社会課題のうちには、行政の対応を待っていては問題が大きくなってしまう。行政政策を待つことなく解決すべき緊要性があるといったり、あるいは民間の技法、発想によって行うことによって、行政施策よりも迅速であるとか効果的に対応する。こういうものも含めて、国、地方が対応困難な社会課題に該当する。このように把握をする。しかる後に、その後、行政がいわば追いついてきて、休眠預金等活用対象事業が行政施策で採用された場合には、それは行政施策の分野にセグメントされたと考えて、その後、休眠預金等活用制度の対象から外していく。このようなアプローチをとるというのも一つの考え方と考えてございます。

この2つは恐らく排他的なものでなくて、いずれの方向も追求しながら、片やカテゴリー的に整理を試みつつ、片や個々具体の課題に応じて整理をしていくということになろうかと思いますけれども、こうしたアプローチが妥当かどうか、これを実務の立場あるいは学識専門家の立場から御意見を頂戴したいというのが今回のこの資料でございます。

もう一つ、災害支援についても同種の資料を作ってございます。

ほぼ重複しますので、説明は省略させていただきますが、4ページにございますように、 防災の分野は大きな災害、阪神淡路から始まって、東日本、熊本地震、こうしたことが起 きるたびに行政とNPO等との連携ということが強調され、それが災害対策基本法、災対法に おいても書かれるというような経過をたどってまいります。

現時点における一つの到達点が、これは内閣府の防災担当部局で整理した主体別の役割

分担でございます。初動期においては比較的行政の緑のところです。行政の役割が大きいけれども、応急期、復旧・復興期に入るに従って、NPOあるいはボランティアセンター等の役割が増えていく。このような頭の整理をしているところでございます。

実際にでございますけれども、休眠預金等活用制度で災害関係のものを見ると、今の役割分担にほぼ沿った活用状況がありまして、一番左は後ほど御説明しますが、発災時における休眠預金等活用事業は、皆無ではありませんけれどもかなり少ないということ。一方で、復旧・復興に係る休眠預金等活用事業は非常に多い実態があります。それに加えて、災害が起きる前、平時に協定を結び、それぞれの役割を決めておくといった活動に休眠預金あるいはNPOが取り組んでいる。こうしたものも休眠預金の活用事例としては多くなっているということでございます。

その意味では、孤独・孤立よりも少し時系列あるいは分野に応じて、民の役割と行政の 役割は比較的色分けが進んでいるということが言われるかと思います。

その上で、次のページでございますが、ほぼ同じ問題意識でございますけれども、しかし、こうした緩やかな色分けはある中ですけれども、個々の事業の行政との役割分担についてどう整理すべきか。その際に事業、分野ごとにカテゴリーとして色分けしていく考え方①を取るか、それとも動態的、個別具体的に判断していくという考え方をとるか。この2つをどうブレンドし、使い分けていくかといったことが課題として存在するのではないかということを資料として整理したものでございます。

はしょった説明でございますが、事務局からは以上でございます。

○高橋会長 ありがとうございました。

予定した時間が大分近づいてきていますが、どうぞお願いします。 清原委員、どうぞ。

○清原委員 ありがとうございます。清原です。

三鷹市長を務めておりました経験から、この点について一言申し上げます。

行政と地域民間団体、NPO等との「役割分担」という言葉がどうしても使われるのですが、 実は多くの自治体の現場では「協働(コラボレーション)」という言葉が一般的になって います。協働とは、「多様なグループ、団体と市区町村が自治に関わる地域の目標を共有 し、それぞれの役割分担を明確にし、対等の立場で相互協力をしながら、それぞれの特性 を最大限発揮し、その実現のために共に汗をかき、さらには評価や改善も主に行っていく こと」です。

したがって、「役割分担」を考えるときも、例えば「孤独・孤立」であれば、この自治体は昼間の相談事業は充実しているけれども、夜の相談が欠落しているとすれば、夜の相談をNPO等が担うという役割分担があるでしょうし、では、自治体が夜もやるようになったら民間の力は要らないのかというと、そうではなくて、民間は行政を補完するだけではなくて、補強し、あるいは民間ならではのサービスの在り方があります。行政の相談には自分は乗ってもらいたくないけれども、民間だったら相談してもいいという方もいらっしゃ

るわけですから、相談等の時間帯による役割分担だけではない、担うサービスの在り方に よってそれぞれの特徴が生かされると思います。

災害時についてもそうでございまして、発災時において、今、少ないながらも休眠預金を活用していただいているようですが、発災時、障害のある方、あるいは愛犬や愛猫とともに過ごしたいのにそれができないという方については、行政の支援が行き届かなくても民間の方が発災時も活躍されています。それは、実は平時の取組があればこそ発災時に生きるのであり、平時の取組があるからこそ復旧・復興にもつながるのであり、便宜的に時間軸は分けますけれども、やはり平時の取組こそ発災時に生き、復旧・復興にも生きますので、NPOの皆様の多様な「命を守る活動」というのが、「孤独・孤立」においても、「防災」においても、適切な相互の特徴を生かした活用になっていると思います。「役割分担」に加えて「協働」、「連携」という言葉を生かしていただければと願っているわけでございます。

以上です。ありがとうございます。

- ○高橋会長 ありがとうございました。野村委員、どうぞ。
- ○野村委員 ありがとうございます。

今の清原委員の御意見そのもので私は全く同意なのですが、無味乾燥な法律家らしい発言で恐縮なのですけれども、この法律の国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題というところの読み方が、対象で分けてしまっている人が多いのが問題です。政府のほうの基本方針も、これまで既存制度において対象とされてこなかった課題と置き換えられてしまっているので、どうもニッチなところをやるのだと感じてしまうところがあって、これはちょっとミスリーディングだと思うのです。例えば行政がやっていてもまだざるのような状態で取りこぼしがたくさんあるところを民間が埋めて一人も取りこぼさないようにするということは、同じ課題を扱っている、つまり対象は一緒なのですが、民間が補完していると言えると思います。対象が同じでも、アプローチの仕方が違う場合もたくさんあります。お金の面からアプローチしている行政の施策に対して、民間が人の面からアプローチしているというのであれば、たとえ同じ課題を対象にしていても、民間が行政を補完しているということができます。

行政は万能ではありませんので、今まだ漏れ落ちている課題というのもたくさんありますから、対象外になっているところプラス同じ対象であっても不十分なところ、それから、アプローチの仕方が違うところを諸課題と呼んでいると整理すればよいと思いますので、それを政府の基本方針のほうに少しクリアな形で書き下していただくのがいいのではないかなと思います。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。 曽根原専門委員、どうぞ。 ○曽根原主査代理 ありがとうございます。

行政とNPOの役割分担についてはよく話題になるテーマで、私自身もよくその業務をすくったものですけれども、私がこの議論をするときに思うのは、やはり行政とNPOでは予算規模が莫大に違いすぎると思います。ですから、これは仕方がないことですけれども、100倍以上ぐらいの予算規模があり、ですからそもそも出発点として規模が違うという前提があると思います。

そうなってくると、今、ニッチという言葉が出ましたけれども、やはりNPO、地域団体はニッチにならざるを得ないという状況は私はあると思います。でも、そこに存在意義があるのだろうと思います。ニッチな分野でNPOが発揮されるのは、格好いい言葉で言うと専門性ですけれども、私は実際に様々な地方で地域活性化の分野で活動をしてまいりましたけれども、NPOの専門性あるいは特殊性と言ったらいいのでしょうか。こういったことが非常に役に立つということは非常にあると思います。

例えばですが、何年か前に失踪した子どもを大分のボランティアの男性が探したみたいなこともありましたよね。あれもその人の特殊能力だと私は思うのです。こういったケース、非常に役に立つケースが私の活動する地域活性化の分野でも多かったです。ですから、こういうところを、行政とNPOのすみ分けの言葉で書くのと同時に、特殊性の実際の具体的事例みたいなものを書いてあげると、先ほどの例示にありました災害とか、孤立支援における具体的なニッチな事例、特殊性の事例みたいなものを分かりやすく表現してあげたら、参考になるのではないかと私は思っております。

先ほど災害のところでもろうあ者に対するサービスといったことが書いてありましたね。これもニッチとしている分野でとてもさらに役に立った例なのだろうと思います。こういった事例を難しく書くのではなくて、災害時にろうあ者に対するサービスは非常に有効であったというような事例を集めて事例として挙げたら、行政とNPOの棲み分けとして分かりやすくなるのではないかと思っております。

以上でございます。

- ○高橋会長 ありがとうございました。 小河専門委員、どうぞ。
- ○小河主査 手短に申し上げます。

孤独・孤立と災害分野にも休眠預金をぜひ活用していただきたいと思うのですが、一方で心配な部分は、例えば特に孤独・孤立の分野というのは、今の仕組みの中だと3年で自立しなくてはいけないというようなことで、本当にこういう難しい課題の解決ができるのだろうかというところです。今、特に子ども・若者分野においても、児相がパンクしています。なので、本当に子ども・若者の支援をするような民間の力も必要なのですが、それは例えば児相のある部分の代わりになるような民間のところが、休眠預金は3年いただいたけれども、3年後に自立しろというようなことはまず無理な話で、そうすると、今の仕組みの中でそれができることなのか。もちろん違う方法もあるのかもしれませんが、そう

いうことも十分考えた上で、この分野はどうやっていくか、やれる分野をやったらいいと 思うのですけれども、そのところの議論も大切になるのではないかというところです。 以上です。

○高橋会長 ありがとうございました。 白石専門委員、どうぞ。

○白石専門委員 ありがとうございます。

資料3の1ページにある第16条の「社会の諸課題の解決」とは、特定の受益者の課題もあれば社会の「状態」としての解決すべき課題もあると思います。従って「孤独・孤立」の課題に関しては資料3の4ページや5ページにありますように、行政とJANPIAの活動は当然かぶってくるところがあるだろうと思います。

JANPIAが特に受益者としてフォーカスしているのは子ども・若者と生活困窮者で、この人たちの課題の中の一つに孤独・孤立があると整理できると思うのです。また、地域の活性化支援というのは、受益者は特定せずに地域のあるべき状態のことであり、地域での助け合い、安心・安全なコミュニティ、あるいは働く場所の提供といったような地域のインフラを整えていくことだと思います。

ロジックモデルで整理をすると良いと思うのですが、フォーカスすべき受益者の方々が 孤独・孤立の解消も含めてどんな状態になっていけばいいかを整理しそのアウトカムが最 大化するような中間支援組織がどのような実行団体を支援していくのか。それがどんな地 域社会のあるべき姿に繋がっていくのか。ロジックモデルの整理をすると、より深い議論 になるのではないかと思います。

行政とNPOとの役割分担というのは、私も動的なものだと考えています。社会課題がかなり大きくなってしまった場合には行政が出てきてくれますが、課題が大きくなる前に予防的な措置を行うのは民間が軌道的に行う例が多いと思います。予防的な活動を行うNPOや、行政の支援の対象の狭間に落ちるような受益者を対象にするNPOというのは数多くあります。まさに行政と民間が協働しながら、それぞれの役割は動的に変化していくものであると思うのです。

○高橋会長 ありがとうございました。

最後のテーマについては皆さん基本的に同じ考えだと感じました。

ほかに御意見はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、時間も来ていますので、事務局には本日の議論、それから、議連の議論がございますので、そこも含めて、今日の議論にのっとって検討を進めていただければと思います。

では、最後に事務局から事務連絡をお願いします。

○小川参事官 事務局でございます。

次回の審議会・WG合同会議でございますが、10月31日月曜日16時から開催させていただく予定でございます。

詳細につきましては後ほど事務局から御連絡させていただきます。 以上でございます。

○高橋会長 ありがとうございました。

それでは、これにて本日の議論は終了したいと思います。皆さん、長時間ありがとうございました。